



厚生労働省静岡労働局発表
公表日 令和4年3月3日(木)

担当	厚生労働省静岡労働局職業安定部
	職業対策課長 伊藤 祥
	課長補佐 成岡 和子
	障害者雇用担当官 坂田 和也
電話	054-271-9973

新たに「もにす認定」事業所が誕生！
静岡県内2社目は、さんしんハートフル株式会社
～特例子会社としては、初の認定企業～

静岡労働局(局長：石丸哲治)は、このたび、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下、「もにす認定制度」という。)で、以下の企業を「もにす認定企業」として認定しました。

下記のとおり、認定企業に対する認定通知書交付式を執り行います。

「もにす認定」事業主 (認定年月日 令和4年2月16日)

○ **さんしんハートフル 株式会社** 所在地：静岡県伊豆の国市南條 711-1

【認定通知書交付式】

日 時 令和4年3月10日(木) 15時00分～15時30分

会 場 静岡地方合同庁舎3階 局長室(静岡市葵区追手町9-50)

「もにす認定制度」とは・・・

障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資対象となるほか、静岡労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

認定マーク「もにす」



※報道関係者の皆さまへ 当日の取材を希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
			優良	1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)		
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

\\ v _ M M t

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



業種：ビルメンテナンス業務
会社概要：①三島信用金庫支店清掃②決算書入力、不動産登記情報等データ入力③名刺、ポスター、会議資料等印刷④販売促進用品の調製袋詰め等

所在地：静岡県伊豆の国市南條711-1

代表：代表取締役 下田 雅洋

設立：2012年3月

ホームページ：

<https://www.mishima-shinkin.co.jp/heartful/index.html>

会社のPR情報

さんしんハートフルは三島信用金庫の特例子会社です。①社会人としての自立と自己実現を目指す②個々の特性に配慮した雇用機会の拡大を目指す③働きがいと生きがいを持てる職場環境の実現を目指すという企業理念のもと、社員一人ひとりにあわせた自立を目指し、社会人としていきいきと働いていけるよう日々取り組んでいます。また、三島信用金庫からの受託業務の他にも特別支援学校などへのボランティア清掃や清掃授業、地域の清掃、会社見学や体験実習受入れなど様々な活動を通じて地域貢献にも努めています。

会社からのメッセージ

当社では社員一人ひとりの心身の状態に気を配るため、朝礼や夕礼、毎日の業務日誌などで様子を確認しています。また、年3回のストレスチェックや必要に応じてカウンセリングを行い、細やかにメンタル面のサポートをしています。併せて支援機関や家族、労働行政などとも連携し定期的に連絡会議を行い、情報共有しながらサポート体制の構築をしています。社員が自立した生活が送れるように月1度の社員勉強会を開催し、職業生活に必要な勉強会も実施しています。



さんしんハートフル株式会社



障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	100.00%
	障害者不足数	0人
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%
	障害者の平均勤続年数	8.0年

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

質的側面

満足度、ワーク・エンゲージメント	<p>・ストレスチェックを年3回実施しており、その中で満足度調査を行っている。</p> <p>令和3年8月の調査では、19人中17人(約89%) 令和3年5月の調査では、19人中18人(約95%) 令和3年2月の調査では、19人中17人(約89%) が満足と回答しています。</p>
キャリア形成	<p>・障害のある社員2名が班長としてグループを管理しています。</p>

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

<p>組織面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日に社長を含めた管理者ミーティング、毎週木曜日に美化管理者ミーティング、月1回（第1火曜日）社長を含めた内勤管理者ミーティングを実施しています。 ・部署の管理者となっている2名の障がいがある社員を交えて、定期的なミーティングを実施しており、現状の課題や対策、今後の方針など意見交換しています。 ・障害者職業生活相談員を5名配置しています。そのうちの1名は、社会福祉士の資格を有し、キャリアサポーターとして障がいのある社員の職業生活上の相談や定期面談、他機関との調整を専属で行っています。
<p>人材面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関の研修や地域で行われる障がい者雇用に係る研修会や見学会等に積極的に参加しています。 ・管理者向けに、現状の課題や悩みを共有することや社員個々の障害特性について学ぶこと等を目的とした勉強会を実施しています。また、月に1回、全体会議において、職業生活に係る勉強会を実施しています。

仕事づくり

<p>事業創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度及び令和2年度の経常利益が黒字でした。 ・平成28年度に東伊豆方面での清掃業務を新規開拓しました。
<p>職務選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや就労移行支援事業所等と連携して対象者の障害特性等について説明を受けるとともに、本人の特性や得手不得手を見極めるために、必要に応じてGATB検査等を行ったうえで配置を決定しています。

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

環境づくり

<p>職務環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢に障がいがある方が移動しやすいように入出口、建物内ともバリアフリーとなっています。(手すり、段差のない出入口、車いす用トイレ) ・また、視覚障がい者のための点字ブロックを設置しています。 ・作業マニュアルは、社員がわかり易いように写真を多く使い視覚化しています。障がいのある社員が新入社員に教える立場になった時に、新入社員が作業を覚えやすい作業マニュアルにするために、社員自身が考え、適宜修正を行っています。
<p>募集・採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校、就労支援事業所、特別支援級からの依頼を受け、積極的に職場実習の受け入れを行っています。 ・他企業との取組み等の情報交換や他企業の企業見学を積極的に行っています。最近はオンライン研修会などにも積極的に参加しています。 ・他企業や親企業の顧客等からの障害者雇用に関する見学を受け入れています。 ・関係機関から依頼があった時には研修会の講師等を努めています。
<p>キャリア形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング業務に係る資格取得のため、事業主委託訓練等を活用しスキルアップを図っています。 ・その際、勤務時間中の受講を認め、自己負担金が発生しないよう配慮しています。 ・障がいがある社員にも適用される勤務評定運用基準があり、客観的かつ公正な勤務評定の確立が図られています。年に1度の人事考課があり給与規程に基づき賃金表に準じて給料を決定しています。
<p>その他の 雇用管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある社員は、体調や業務上の反省点等について業務日誌を毎日記入しています。管理者は、日々の業務日誌を確認し、各個人ごとに必要なサポートを行っています。 ・職場内で課題のある社員に対し、障害者就業・生活支援センターや社会福祉協議会と連携して支援を実施しています。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

